平成２３年（フ）第５５号
群馬県桐生市境野町６丁目甲545番地
破産者　大屋工業有限会社
1　破産債権の届出期間　平成24年３月26日まで
2　一般調査期日　平成24年５月24日午後２時30分
平成24年２月23日　前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第５１３号
埼玉県熊谷市本石２丁目158番地
破産者　岡田　勝次
1　破産債権の届出期間　平成24年３月27日まで
2　一般調査期日　平成24年４月17日午後４時30分
平成24年２月27日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４０号
埼玉県新座市栄５丁目７番10号サントピア大泉305号室、申立時の住所鹿児島県姶良市東餅田1497番地４
破産者　山元　道夫
1　破産債権の届出期間　平成24年３月29日まで
2　一般調査期日　平成24年４月23日午前10時30分
平成24年２月27日
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第６８５号
大分市牧３丁目14番１号　シティハイツ21―405
破産者　福田　　明
1　破産債権の届出期間　平成24年３月30日まで
2　一般調査期日　平成24年５月15日午後１時
平成24年３月１日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１７７号
三重県桑名市大字西別所2138番地92、前住所三重県桑名市赤尾台９丁目26番地
破産者　近藤　由彦
1　破産債権の届出期間　平成24年４月２日まで
2　一般調査期日　平成24年５月17日午後２時
平成24年３月１日
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第５８７８号
大阪府寝屋川市石津南町８番２号
破産者　サツキ印刷株式会社
1　破産債権の届出期間　平成24年４月５日まで
2　一般調査期日　平成24年５月24日午後３時30分
平成24年２月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９０号
兵庫県多可郡多可町加美区門村244番地
破産者　杉原　政由
1　破産債権の届出期間　平成24年４月６日まで
2　一般調査期日　平成24年４月26日午後２時30分
平成24年３月１日　　神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第９０６１号
大阪市淀川区東三国６丁目10番１号
破産者　浦浜建設株式会社
1　破産債権の届出期間　平成24年４月９日まで
2　一般調査期日　平成24年６月７日午後３時30分
平成24年３月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１６３号
大阪府高槻市南平台１―２―３、開始決定時の住所大阪市淀川区田川１丁目６番20号
破産者　秋吉　健次
1　破産債権の届出期間　平成24年４月13日まで
2　一般調査期日　平成24年６月14日午後３時30分
平成24年２月29日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７号
兵庫県加西市野田町272番地
破産者　東一　守人
1　破産債権の届出期間　平成24年４月13日まで
2　一般調査期日　平成24年５月17日午後１時45分
平成24年３月１日　　神戸地方裁判所社支部

債権調査期日続行の指定

平成２３年（フ）第３７号
北海道根室市緑町３丁目16番地
破産者　株式会社根室家具センター
債権調査期日続行を平成24年３月23日午後１時15分と指定する。
平成24年２月24日　釧路地方裁判所根室支部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第２１号
石川県輪島市大野町糸作91番地
破産者　大宗　　弘
異議申述期間　平成24年４月２日まで
平成24年２月15日　金沢地方裁判所輪島支部

平成２３年（フ）第３９号
熊本県菊池市旭志新明726番地
破産者　松永　　靖
異議申述期間　平成24年４月23日まで
平成24年３月１日
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第２０５号
宮崎県小林市真方1026番地１　小川住宅Ｅ棟、開始決定時の住所宮崎県小林市堤2809番地98
破産者　上岡　　望
異議申述期間　平成24年５月１日まで
平成24年３月１日　宮崎地方裁判所都城支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１６４４２号
埼玉県さいたま市大宮区大成町１丁目172―１―504
破産者　宮田　　誠
免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
平成24年３月１日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第４号
静岡県袋井市木原26番地の１
清算株式会社　エティ株式会社
清算人　鈴木　和夫
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第１号
青森県八戸市大字大久保字野馬小屋53番地１
清算株式会社　株式会社エスティエス
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
青森地方裁判所八戸支部

平成２４年（ヒ）第２００３号
東京都品川区西五反田３丁目５番20号
清算株式会社　株式会社ＤＮＰアーカイブ・コム
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第２００４号
東京都千代田区神田須田町２丁目13番地12
清算株式会社　株式会社トランスアート
1　決定年月日　平成24年２月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第１０３号
鹿児島市中央町26番18号
清算株式会社　南日本バンクカード株式会社
代表清算人　井之原和典
1　決定年月日　平成24年２月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第７号
北海道岩見沢市４条西３丁目１番地
清算株式会社　岩見沢都市開発株式会社
代表清算人　橋本　昭夫
1　決定年月日　平成24年２月27日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の支払いの免除
清算株式会社岩見沢都市開発株式会社（以下「会社」という。）は、全資産の換価により得た残存する金員から、特別清算手続に必要な費用等を控除した後の金員全額を弁済原資（以下「弁済原資」という。）として、優先債権者である岩見沢市に対して第２項に定める弁済を行い、同時に他の協定債権者は、会社に対し、各協定債権額について免除する。
2　弁済
会社は、本協定案の認可決定確定日から１か月以内の弁済日に、岩見沢市に対し、弁済原資をもって弁済を行う。